

令和 2 年 5 月 13 日
厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定適正化事業の実施状況について（平成 30 年度～令和 2（平成 32）年度分）

1. 事業の概略等

（目的）

介護保険は、介護サービス利用に関する国民の権利を普遍的に保障する全国的な制度であり、要介護認定は全国どこで申請しても統一された基準に基づいて審査されることが基本原則となっている。

しかし、要介護認定の運用について実態をみると、自治体によっては、認定調査の選択に偏りがみられたり、介護認定審査会において審査判定が適切ではない手順で行われているといったことがみられる。

本業務では、引き続き、各自治体等に対してより適正な認定調査および審査判定を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く普及させるとともに、各自治体が自律的な取り組みを進めるための支援を行い、全国的な要介護認定の適正化を推進することを目的とする。

（内容）

（1）自治体に対する技術的助言（介護認定審査会訪問事業）

都道府県および市町村等の求めに応じて、認定適正化専門員が個別の介護認定審査会を訪問し、合議体の審査を傍聴の上、介護認定審査会の運営手順や認定調査の状況等について、技術的助言を行う。

（2）業務分析データの提供

各自治体の介護認定審査会の業務の状況や適正化に向けた課題を明らかにするため厚生労働省から提供される全国の自治体の認定結果に関するデータについて、適正化を進めるに当たって必要となる指標、集計・分析すべき項目や、自治体へのデータ提示を行うためのレイアウト等を検討・決定し、データの分析結果を自治体毎に配布するとともに、その活用の仕方等について支援する。

（3）認定調査員向け研修システム（e ラーニングシステム）の開発・運用

e-ラーニングによる認定調査員向けの研修システムの改善と運用を行う。また、利用者からの質問等に対応するための窓口を設置する。

（4）認定調査員能力向上研修会の企画・運営・講師派遣

各自治体における認定調査員の能力を向上させ、認定調査（基本調査・特記事

項)のばらつきを抑制することを目的とした研修会を、地方単位で企画・運営し、講師派遣を行う。

(5) 質問受付窓口の運営・回答支援

厚生労働省が設置した「質問受付窓口（要介護認定に関する技術的な質問を受け付けるインターネット上の窓口）」の管理運営を行うとともに、寄せられる各種質問への回答作成支援を行う。

(6) 本業務を遂行するために必要となる業務

① 適正化事業のホームページの作成、運用

本事業に関する情報提供及び各事業の実施窓口として、本事業の総合窓口となる専用ホームページの作成、運用を行う。

② 相談受付窓口の設置

本事業の参加自治体からの各種相談（本事業の遂行上の相談等）に対する受付窓口を設置する。

③ 要介護認定適正化事業の推進・資料等の作成

本事業を遂行する上で必要とされる要介護認定の適正化に資するデータの集計・分析等を行う。また、要介護認定に関する会議等で使用する資料を作成するとともに、求めに応じて会議に同行する。

④ 要介護認定制度の制度設計に資する情報の提供

業務を通じて得られた情報で、今後の要介護認定制度の改善に資すると思われるものについては、必要に応じて厚生労働省に提供する。

(7) 年度事業報告書の作成

要介護認定適正化事業の実施結果を報告書として取りまとめ、全国の自治体に対し、要介護認定適正化事業のホームページを通じて情報提供する。

(事業実施期間)

平成30年4月2日～令和3年3月31日（3年間）

(受託者)

みずほ情報総研株式会社

(受託者決定の経緯)

総合評価落札方式で2者から提出のあった提案書等を評価し、外部有識者を委員に含めた技術審査委員会で評価した技術点及び価格点の合計点が1位であった上記の者を落札者とした。

なお、入札参加者、評価基準を満たしていた者、予定価格の範囲内で入札した者は、いずれも2者であった。

2. 確保すべきサービスの質の達成状況及び評価

(1) 確保されるべきサービスの質に関する要求水準

- ① 民間事業者は、本業務の実施において、策定した実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。
- ② 介護認定審査会訪問技術的助言：各都道府県につき1自治体程度
- ③ 認定調査員能力向上研修会の参加者数：600人程度参加
- ④ e-ラーニングシステム対象者数：6千人～7千人程度
- ⑤ 認定調査員能力向上研修会受講者全員にアンケート調査を行い、「非常に役に立った」「役に立った」等の肯定的回答が85%以上であること。

(2) 評価

(1) ①、②、③、④については、適切に実施された。(3.業務の履行状況を参照。)

⑤について、認定調査員能力向上研修会受講者へのアンケート調査結果は以下の通りであり、いずれも必要なサービスの質は確保されていたという結果となっている。

【平成30年認定調査員能力向上研修会受講者へのアンケート調査結果】

※ 満足度の算定にあたっては「無回答」を除外していない。また、端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある)

設問	役に立った		どちらでもない	役に立たなかった		無回答	満足度
	非常に	役に立った		役に立たなかった	全く		
【講義①】認定調査の基本的な考え方	40%	52%	7%	1%	0%	1%	91%
【演習①】一次判定ソフトの基本的な構造	48%	43%	7%	0%	0%	1%	91%
【講義②】介護認定審査会の手順とポイント	39%	52%	7%	1%	0%	1%	91%
【演習②】審査会委員の立場から検討する特記事項の書き方	54%	39%	5%	0%	0%	1%	93%
【講義③】業務分析データの読み方	36%	51%	11%	1%	0%	1%	87%
【演習③】業務分析データの解釈	38%	49%	11%	1%	0%	1%	87%

【講義④】基本調査項目のポイントと疑義への対応	44%	45%	8%	1%	0%	2%	89%
【講義④】認定調査の適正化プロセス	48%	42%	7%	1%	0%	2%	90%

（アンケート有効回答者数 623 人、各質問で記入がなかった者は「無回答」に計上）

【平成 31 年認定調査員能力向上研修会受講者へのアンケート調査結果】

※ 満足度の算定にあたっては「無回答」を除外していない。また、端数処理の関係で合計が 100%にならない場合がある）

設問	役に立った		どちらでもない	役に立たなかった		無回答	満足度
	非常に	役に立った		役に立たなかった	全く		
【イントロダクション】介護保険及び要介護認定について	32%	55%	9.6%	1.4%	0%	2%	87%
【講義】介護認定審査会の手順とポイント	40.0%	50.6%	7.2%	0.8%	0.0%	1.4%	90.6%
【演習】一次判定ソフトの基本的な構造	48.2%	45.8%	4.4%	0.2%	0.0%	1.4%	94%
【演習】業務分析データの読み方	27.4%	48.8%	18.2%	3.6%	0.6%	1.4%	76.2%
【講義】認定調査の基本的な考え方	55.4%	37.8%	3.6%	0.4%	0.2%	2.6%	93.2%
【講義】基本調査項目のポイントと疑義への対応	62.4%	32.0%	2.4%	0.6%	0.2%	2.4%	94.4%
【演習】審査会委員の立場から検討する特記事項の書き方	67.0%	27.2%	1.8%	0.4%	0.4%	3.2%	94.2%
【演習】認定調査の適正化プロセス	47.4%	39.8%	6.4%	1.0%	0.2%	5.2%	87.2%
【講義】要介護認定質問受付窓口寄せられる質問	33.4%	42.6%	15.8%	1.2%	0.6%	6.4%	76%

（アンケート有効回答者数 500 人、各質問で記入がなかった者は「無回答」に計上）

3. 業務の履行状況

業務	業務詳細	履行状況及び評価
（１）自治体に対する技術的助言	都道府県および市町村等の求めに応じて、認定適正化専門員が	平成 30 年は 47 自治体（47 合議体）を訪問し、訪問自治体の審査状況

	個別の介護認定審査会を訪問し、合議体の審査を傍聴の上、介護認定審査会の運営手順や認定調査の状況等について、技術的助言を行う。	の分析及び実施した助言についての厚生労働省への報告も適切になされていた。 平成 31 年度は 47 自治体（47 合議体）の訪問を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生労働省と受託者が協議し 5 自治体については訪問を中止した。（例年 10 月から 3 月に実施）
（２）業務分析データの提供	全国の自治体の認定結果に関するデータについて分析し、結果を自治体毎に配布するとともに、その活用の仕方等について支援する。	平成 30 年度は 1 回目：1,416 自治体 1,814,215 件、2 回目 1,784 自治体 2,504,425 件 平成 31 年度は 1 回目：1,798 自治体 2,910,524 件、2 回目：1,798 自治体 3,174,051 件 のデータを集計し、自治体向けのデータ提供を実施した。
（３）認定調査員向け研修システムの開発・運用	e-ラーニングによる認定調査員向けの研修システムの改善と運用を行う。また、利用者からの質問等に対応するための窓口を設置する。	e-ラーニング研修システムについては、 平成 30 年度時点での登録者数は 38,226 人、受講者数 7,983 人、であった。 平成 31 年度時点での登録者数は 42,350 人、受講者数は 8,030 人であった。 また、システムに関する質問窓口については、平成 30 年度 134 件、平成 31 年度（令和 2 年）に 91 件の回答を行った。
（４）認定調査員能力向上研修会の企画・運営・講師派遣	各自治体における認定調査員の能力を向上させ、認定調査のばらつきを抑制することを目的とした研修会を、地方単位で企画・運営し、講師派遣を行う。	平成 30 年度は 10 会場で計 637 人が研修を受講した。 平成 31 年度は、10 会場での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生労働省と受託者が協議し 3 会場については開催を中止した。7 会場で計 508 人が研修を受講した。開催を中止した 3 会場での参加予定者数は

		200 人であった。
(5) 質問受付窓口の運営・回答支援	厚生労働省が設置した「質問受付窓口」の管理運営を行うとともに、寄せられる各種質問への回答作成支援を行う。	平成 30 年度は 224 件、平成 31 年度は 141 件の質問に対応した。
(6) 本業務を遂行するために必要となる業務	① 適正化事業のホームページの作成、運用 ② 相談受付窓口の設置 ③ 要介護認定適正化事業の推進・資料等の作成 ④ 要介護認定制度の制度設計に資する情報の提供	①については、ホームページの運用及び資料更新等適切に実施された。 ②については、適切に設置されていた。 ③④については、毎年 5 月頃に厚生労働省において自治体の要介護認定担当者に対する研修を実施しており、例年本事業を担当する認定適正化専門員に講師を依頼した（2 日間の日程で総講義時間は 8 時間程度）。
(7) 年度事業報告書の作成	要介護認定適正化事業の実施結果を報告書として取りまとめ、全国の自治体に対し、要介護認定適正化事業のホームページを通じて情報提供する。	平成 30 年度および平成 31 年度について、適切な報告書が提出された。

4. 実施経費の状況及び評価

(1) 本事業の落札金額 197,320,000 円（税抜）

※ 但し、上記金額は平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年契約についての契約金額である。

(2) これまでの各年度の実施経費及び今後の予定額（すべて税抜）

平成 30 年度 69,200,000 円

令和元（平成 31）年度 64,060,000 円

（令和 2 年度 64,060,000 円）

※平成 30 年度は 3 カ年の契約の初年度であり、他の年度と比較して、自治体への業務分析データ提供を行うためのレイアウト等の検討や、認定調査員向け研修システムの開発に多くの時間を要するため契約額が高くなっている。

(3) 経費削減効果

市場化テスト実施前である平成 26 年度（企画競争方式）の契約額と、平成 27 年

度（総合評価落札方式）の契約額と、今回の平成 30 年度契約額を比較し、経費削減効果を測定すると、平成 26 年度から平成 27 年度は約 9%、また、平成 26 年度から平成 30 年度は約 30%の減となっている。事業内容はこれまでと同様の水準であり、競争性が確保されたことにより、経費削減効果が生じたものと評価できる。

年度	契約額（税抜）	契約額 各年度比	備考
26 年度	99,646,250 円	—	企画競争方式
27 年度	90,579,500 円	90.9%	総合評価落札方式
30 年度	69,200,000 円	69.4%	総合評価落札方式

5. 業者からの提案による業務実施状況

入札時の民間業者からの提案に基づき、認定適正化専門員を民間業者の職員が担うのではなく、現場の介護認定審査会委員等に委嘱した。これにより、技術的助言事業や認定調査員能力向上研修会において、現場に即した具体的な助言や指導を行うことが可能となった。

6. まとめ

（１）全体評価

上記 2～5 のとおり、サービスの水準、業務の履行、その他事項のいずれにおいても民間事業者は評価基準を満たしており、円滑に委託事業を実施している。今後も、質の担保された事業を実施しつつ、競争性を確保し、経費削減を図ることが可能と考えられることから、市場化テスト終了プロセスへ移行することとした。

（２）今後の方針

① 本事業の市場化テストの実施状況は以下の通りである。

- ア 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等を行った例はなかった。
- イ 今後は、厚生労働省に設置している外部有識者で構成されている公共調達中央監査委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定である。
- ウ 本事業の入札においては 2 者からの応札があり、競争性は確保されていた。
- エ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、全ての目標を達成している。
- オ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げている。

② 上述のとおり、本事業については、総合的に判断して良好な実施結果が得ら

れていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、終了プロセスへ移行することとし、今後の事業についても、自らの維持と競争性の確保による経費削減を図っていくこととしたい。

（以上）